

毎週月・水・金曜日発

富山県報

平成30年11月28日

水曜日

第4431号

目次

規則

- 富山県知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則 1
- 富山県表彰規則の一部を改正する規則 3
- 富山県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 4

告示

- 都市計画事業の事業計画の変更認可 5
- 地籍調査の成果の認証

公告

- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出 6
- 物品等の売却に係る一般競争入札の実施 7

~~~~~

## 規 則

~~~~~

富山県知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則を次のように定め、公布する。

平成30年11月28日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第58号

富山県知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号。以下「法」という。）第10条第2項の規定に基づき、知事管理量（法第8条第2項に規定する知事管理量をいう。以下同じ。）に係るくろまぐろの採捕の停止について定めるものとする。

(採捕数量等の告示)

第2条 知事は、管理期間（30キログラム未満のくろまぐろ（以下「小型魚」という。）又は30キログラム以上のくろまぐろ（以下「大型魚」という。）に係る知事管理量による管理の対象となる期間として法第3条第1項に規定する基本計画で定める期間をいう。以下同じ。）ごとに、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちにその旨を告示するものとする。

- (1) 小型魚又は大型魚の採捕の数量が、県計画（法第4条第1項に規定する都道府県計画をいう。以下同じ。）に定める小型魚又は大型魚に係る知事管理量の数量を超えており、又は超えるおそれが著しく大きいと認めるとき。
- (2) 小型魚又は大型魚の採捕の数量（定置漁業による採捕の数量を除く。）が、県計画に定める小型魚又は大型魚に係る漁船漁業等（定置漁業以外の漁業をいう。以下同じ。）の採捕の数量を超えており、又は超えるおそれが著しく大きいと認めるとき。
- (3) 小型魚又は大型魚の採捕の数量（定置漁業による採捕の数量に限る。）が、県計画に定める小型魚又は大型魚に係る定置漁業の採捕の数量を超えており、又は超えるおそれが著しく大きいと認めるとき。
- (4) 小型魚又は大型魚の採捕の数量が、県計画に定める小型魚又は大型魚に係る海域別の数量を超えており、又は超えるおそれが著しく大きいと認めるとき。
- (5) 小型魚又は大型魚の採捕の数量が、県計画に定める小型魚又は大型魚に係る海域及び期間別の数量を超えており、又は超えるおそれが著しく大きいと認めるとき。

（採捕の停止命令）

第3条 知事が前条の規定により同条第1号に該当する旨の告示をした場合は、当該告示の日の翌日から同日の属する管理期間の末日までの間は、県計画で対象とする漁業を営む者及び遊漁を行う者（以下「遊漁者」という。）は、当該告示に係るくろまぐろをとることを目的とする採捕をしてはならない。

2 知事が前条の規定により同条第2号に該当する旨の告示をした場合は、当該告示の日の翌日から同日の属する管理期間の末日までの間は、漁船漁業等を営む者及び遊漁者は、当該告示に係るくろまぐろをとることを目的とする採捕をしてはならない。

- 3 知事が前条の規定により同条第3号に該当する旨の告示をした場合は、当該告示の日の翌日から同日の属する管理期間の末日までの間は、定置漁業を営む者は、当該告示に係るくろまぐろをとることを目的とする採捕をしてはならない。
- 4 知事が前条の規定により同条第4号に該当する旨の告示をした場合は、当該告示の日の翌日から同日の属する管理期間の末日までの間は、県計画で対象とする漁業を営む者及び遊漁者は、当該告示に係るくろまぐろをとることを目的とする採捕をしてはならない。
- 5 知事が前条の規定により同条第5号に該当する旨の告示をした場合は、当該告示の日の翌日から同日の属する管理期間の末日まで又は当該告示の日の翌日から当該告示の際に知事が別に定める日までの間は、県計画で対象とする漁業を営む者及び遊漁者は、当該告示に係るくろまぐろをとることを目的とする採捕をしてはならない。

附 則

この規則は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

(水産漁港課)

富山県表彰規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成30年11月28日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第59号

富山県表彰規則の一部を改正する規則

富山県表彰規則（昭和60年富山県規則第17号）の一部を次のように改正する。

第5条中「寄与し」を「寄与するなどにより」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(秘書課)

富山県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成30年11月28日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第60号

富山県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
施行規則の一部を改正する規則

富山県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則
(平成7年富山県規則第44号)の一部を次のように改正する。

第3条に後段として次のように加える。

負傷し、若しくは疾病にかかった職員又は死亡した職員の遺族（以下「被災職員等」という。）からその災害が公務又は通勤により生じた旨の申出があった場合も、同様とする。

第4条中「前条の」を「前条の規定による」に改め、同条に次の1項を加える。

2 実施機関は、前条の規定による報告に係る災害が公務により生じたもの又は通勤により生じたもののいずれでもないとして認定したときは、次に掲げる事項を記載した書面により、被災職員等にその旨を通知しなければならない。

- (1) 実施機関の長の職氏名
- (2) 被災職員の氏名
- (3) 傷病名
- (4) 災害発生年月日
- (5) 公務上の災害又は通勤による災害でないと認定した理由

第8条の次に次の1条を加える。

(審査の申立ての教示)

第9条 実施機関は、条例又はこの規則に基づく補償に関する通知をするときは、第7条に定めるところにより審査の申立てをすることができる旨を教示するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

調査の成果として認証した。

平成30年11月28日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 調査を行った者の名称
富山市
- 2 調査を行った時期
平成9年5月23日から
平成18年3月24日まで
- 3 成果の名称
富山市大字山田宿坊の一部（山田沢連（3）地区）の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
富山市大字山田宿坊の一部（山田沢連（3）地区）
- 5 認証年月日
平成30年11月16日

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項及び第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成30年11月28日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 店舗の名称及び所在地
バロー黒瀬店 富山市黒瀬字大屋割249番 ほか18筆
- 2 店舗を設置する者 有限会社シマダ木材
- 3 変更事項
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人

にあつては代表者の氏名

(変更前) 株式会社バロー 岐阜県多治見市大針町661番地の1 代表取締役
田代 正美 ほか1

(変更後) 株式会社バロー 岐阜県多治見市大針町661番地の1 代表取締役
田代 正美 ほか1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前9時及び午後10時 ほか

(変更後) 午前9時及び午後10時

4 変更の日 平成30年12月1日 ほか

5 変更の理由 当店舗に対して営業時刻の柔軟な運用を求める声が寄せられていることを背景として、営業時間の繰下げを行うため ほか

6 届出の日 平成30年11月15日

7 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課

8 縦覧期間 平成30年11月28日から平成31年3月28日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

(1)氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名） (2)(1)の事項の公表の可否 (3)当該店舗の名称及び所在地 (4)意見及びその理由

物品等の売却に係る一般競争入札の実施

物品等の売却について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

平成30年11月28日

富山県知事 石 井 隆 一

1 入札に付する事項

- (1) 売却物品等の名称及び数量
道路作業車（富山88た1848） 1台
- (2) 売却物品等の機能、性能等
入札説明書による。
- (3) 引渡期限
平成31年2月12日
- (4) 引渡場所
入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) この公告に示した売却の条件及び義務を確実に履行し得る者であること。

3 競争入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の入札参加申込書を当該入札参加申込書の提出期限までに、4の(1)の機関へ直接持参するか又は郵便（4の(3)の提出期限までに必着とすること。）により提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。競争入札参加資格の確認を受けない者は入札に参加することができない。

4 入札参加申込書の提出場所等

- (1) 入札参加申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）
〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号
富山県出納局総務会計課用度管理係
電話 076-444-3423、3424（直通）

- (2) 入札説明書の交付方法

平成30年11月28日から平成30年12月7日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

(3) 入札参加申込書の提出期限

平成30年12月14日 午後5時15分

5 入札書の提出方法

直接持参する方法とする。

6 入札及び開札の日時、場所等

(1) 入札及び開札日時

平成30年12月21日 午後2時00分

(2) 入札及び開札場所 〒 930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課入札室

(3) 開札は入札に参加する者の全員の立会いのもとで行う。

7 入札保証金に関する事項

入札説明書による。

8 契約保証金に関する事項

入札説明書による。

9 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

(3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

10 入札の方法

落札金額は、入札書に記載された金額とするので、消費税及び地方消費税を含めた総額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）で記載すること。

11 落札者の決定の方法

(1) 有効な入札書を提出した者のうち、予定価格以上の価格で最高の価格をもって入札したものを落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、くじを引かない

者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

- (3) 入札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

12 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (3) その他詳細は、入札説明書による。